

岸和田市落書き消去活動支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町会等に対して落書きの消去活動の支援を行うことにより、まちの美観を確保するとともに、犯罪が起きにくいまちづくりを推進し、安全で安心な生活環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 落書き 市内の建物その他工作物、土地、立木及び看板等の公衆の目に触れる部分に、その管理者又は所有者の承諾なく、みだりに書かれた文字、図形又は模様をいう。
- (2) 町会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるものであって、市内に所在するものをいう。
- (3) 消去活動 市内の落書きを消去し、又は落書きに上塗りをする等によりこれを識別できない状態にすることをいう。

(支援の内容)

第3条 市は、落書きの消去活動を行う町会等に対し、当該活動に必要な物品の貸出又は支給を行う。

- 2 前項に規定する貸出又は支給を行う物品については別に定める。支給については予算の範囲内で行う。

(支援の申請)

第4条 消去活動の支援を受けようとする町会等は、消去活動を予定する日の10日前までに、落書き消去活動支援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 落書きの状況が確認できる写真
- (2) 落書きの場所の地図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、適当と認め支援を決定したときは、落書き消去活動支援決定通知書（様式第2号）により当該町会等（以下「申請団体」という。）に通知する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、支援を行わないと決定したときは、申請団体に理由を付して落書き消去活動支援不承認通知書（様式第3号）により申請団体に通知する。

(消去活動の実施条件)

第6条 前条の規定により支援の決定を受けた町会等（以下「実施団体」という。）は、次に掲げる事項に留意し、自らの責任において消去活動を実施するものとする。

- (1) 消去活動の実施に当たり、作業上及び健康上の安全に十分配慮しなければならない。
- (2) 責任をもって支援物品を保管し、破損しないよう取扱いに注意するとともに、液剤類の使用に当たっては、必要最小量の使用に努めなければならない。

- (3) 物品を消去活動の目的以外に使用してはならない。
- (4) 物品を第三者へ譲渡又は転売してはならない。
- (5) 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物の消去活動を実施する際は、その所有者等の同意を得なければならない。

(実施責任)

第7条 実施団体の消去活動に際して事故又は第三者への不利益・損害が発生した場合は、実施団体がその責を負う。

(活動内容の変更等)

第8条 実施団体は、落書き消去活動の内容等を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、落書き消去活動支援変更申請書(様式第4号)を、消去活動の中止をしようとするときは、落書き消去活動支援中止申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は、当初の活動の目的及び支援の内容に変更がない場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、支援を決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 市長が前項の規定により支援の決定を取り消すことができる場合は、虚偽の申請であることが判明した場合及び天災地変その他支援の決定後に生じた事情の変更により落書き消去活動の全部又は一部を継続することが困難となった場合とする。

(実績報告等)

第10条 実施団体は、消去活動が完了したときは、活動完了の日から30日以内に、落書き消去活動実績報告書(様式第6号)に消去活動が確認できる写真を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 実施団体は、消去活動完了後速やかに貸出物品を返却しなければならない。

- 3 市長は、同条第1項の規定による報告があったときは、消去活動の成果が支援の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、消去活動の成果が支援の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該消去活動につき、これに適合させるための措置をとるべきことを実施団体に指示することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。